

總 行 公 第 4 2 号
令和 3 年 5 月 12 日

各 都 道 府 縿 務 部 長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 縍 務 局 長
(人事担当課扱い)
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

殿

総務省自治行政局公務員部
公 務 員 課 長
(公印省略)

新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて

新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについては、各地方公共団体におかれましては、下記の事項を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

- ・ 新型コロナワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、別紙の一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、各地方公共団体においても常勤職員・非常勤職員を問わず、有給の特別休暇とともに、職員の休暇の取得についても格段のご配慮をいただきたいこと。
- ・ 今般の取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部

公務員課公務員第四係

電 話 03-5253-5544 (直通)

○ 一般職の国家公務員における新型コロナワクチン接種後の副反応が生じた場合の休暇の取扱い

- ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（令和2年3月1日職職－104）第4項に該当するものとして出勤困難休暇を承認して差し支えないかについては、休暇の承認権者において、職員に「発熱等の風邪症状」が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、新型コロナワクチン接種による副反応かどうかにかかわらず出勤困難休暇を承認して差し支えないこと。
- ・ なお、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年職職－328）第13病気休暇関係第1項において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第18条の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が含まれるものと定めていること（非常勤職員については、人事院規則15－15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年職職－329）第4条関係第1項第14号に規定）。